4　造幣局債券の債券の発行について、造幣局債券の債券を発行する旨の定めがある造幣局債券を発行した日以後遅滞なく、当該造幣局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。（第一四条関係）

5　造幣局債券の債券の記載事項について定めることとした。（第一五条関係）

6　造幣局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって造幣局債券の債券を無効とすることができるとともに、当該造幣局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないこととした。（第一六条関係）

7　利札が欠けている場合における造幣局債券の償還について定めることとした。（第一七条関係）

8　会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、造幣局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。（第一九条関係）

9　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

---

**◇独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令**（政令第三六二号）（財務省）

1　独立行政法人国立印刷局債券（以下「国立印刷局債券」という。）の種別については、無記名式とした。（第五条関係）

2　募集国立印刷局債券に関する事項の決定、申込み、割当て及び債権者について定めることとした。（第七条～第一一条関係）

3　国立印刷局債券原簿の記載事項、備置き及び閲覧等について定めることとした。（第一二条及び第一三条関係）

4　国立印刷局債券の債券の発行について、国立印刷局債券の債券を発行する旨の定めがある国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。（第一四条関係）

5　国立印刷局債券の債券の記載事項について定めることとした。（第一五条関係）

6　国立印刷局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって国立印刷局債券の債券を無効とすることができるとともに、当該国立印刷局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないこととした。（第一六条関係）

7　利札が欠けている場合における国立印刷局債券の償還について定めることとした。（第一七条関係）

8　会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第七〇一条の規定は、国立印刷局債券について準用するとともに、同法第六八七条、第六八九条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。（第一九条関係）

9　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

---

**◇押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令**（政令第三六三号）（国土交通省）

一　自動車登録令の一部改正関係

一部を除き、自動車の登録の申請書への署名又は押印を要しないこと等とした。（第一五条、第一七条、第一九条及び第三七条関係）

二　航空機登録令の一部改正関係

航空機の登録の申請書への署名押印を要しないこと等とした。（第一二条及び第一三条関係）

三　奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部改正関係

次に掲げる政令の規定において、債券の申込における申込証への署名又は押印を要しないこととした。

1　奄美群島振興開発特別措置法施行令第一六条第一項

2　空港周辺整備債券令第四条第一項

3　財形住宅債券令第三条第一項

4　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第八条第一項

5　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二〇条第一項

6　独立行政法人水資源機構法施行令第四五条第一項

7　独立行政法人都市再生機構法施行令第二六条第一項

8　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第九条第一項

四　建設業法施行令の一部改正関係

紛争処理の申請の書面への押印を要しないこととした。（第一三条関係）

五　ダム使用権登録令の一部改正関係

ダム使用権の登録の申請書への記名押印を要しないこととした。（第二五条関係）

六　小型船舶登録令の一部改正関係

一部を除き、小型船舶の登録の申請書への記名押印又は署名を要しないこととした。（第八条関係）

七　施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

---

**◇著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第三六四号）（文部科学省）

1　国立大学法人等を国とみなし、国と同様に国立大学法人等が行う申請等に係る手数料の納付を免除することとしている国立大学法人法施行令第二六条第一項第二五号に規定される著作権法に係る条項を削除し、国立大学法人等も申請等に係る手数料を納付しなければならないこととした。（国立大学法人法施行令第二六条第一項第二五号関係）

2　日本司法支援センターを国とみなし、国と同様に日本司法支援センターが行う申請等に係る手数料の納付を免除することとしている総合法律支援法施行令第二五条第一項第二号に規定される著作権法に係る条項を削除し、日本司法支援センターも申請等に係る手数料を納付しなければならないこととした。（総合法律支援法施行令第二五条第一項第一号関係）

3　改正法の施行日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第七五条第一項、第七六条第一項、第七六条の二第一項及び第七七条の登録の申請並びにプログラムの著作物に係る登録に関する同法第七八条第四項の請求に関する手数料の納付については、なお従前の例による旨の経過措置を置くこととした。

4　この政令は、令和三年一月一日から施行するとともに、施行日前に国立大学法人等及び日本司法支援センターが行った著作権法第六七条第一項の裁定の申請、同法第七八条第四項の請求（プログラムの著作物に係る登録に関するものを除く。）及び同法第一〇六条のあっせんの申請に係る手数料の納付については、なお従前の例による旨の経過措置を置くこととした。

---

**◇特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令**（政令第三六五号）（国土交通省）

1　特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）第九条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請の期間は、令和三年一〇月一日から令和四年四月二八日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

**◇臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三六六号）（厚生労働省）

一　臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正

大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者等が修めていなければならない科目を検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものとするなど、臨床検査技師国家試験の受験資格について、所要の見直しを行うこととした。（第一八条関係）